

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示
漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意につ
いての適否の決定

告 示

鳥取県告示第五百七十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）第百八条の二第四項
において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届
出のあつた、次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込み
に係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要
件に適合すると認めためたので、同条第四項において準用する同法第百五条の
二第四項の規定により告示する。

昭和五十八年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

漁 業 の 区 分

しいらつけ漁業

加 入 区
酒 津 加 入 区
浜 村 加 入 区
夏 泊 加 入 区